

自主防災細則（改訂）

第1条（目的） この細則は、幸手東武団地自治会会則第3条および第73条にもとづいて、この会が自主的な防災活動を行うことにより、地震・水害・その他の災害(以下地震・水害 などという。)が発生及び恐れがあるとき、会員は自らの生命と安全を確保するための避難と行動を行うとともに、組織に参加する会員相互の共助により被害の防止と軽減をはかることを目的とする。

第2条（活動） 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

① 平時の活動

- 1 防災に関する知識の普及
- 2 地震・水害などの被害に対する予防と対策
- 3 地震・水害などの発生時に備える情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの活動に関する訓練
- 4 資機材などの整備
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

②災害時の活動

- 1 防災対策本部の設置、運営
- 2 自治体対策本部、関係機関との連絡
- 3 災害情報の収集、報告、広報
- 4 地域住民、要支援者等の避難誘導
- 5 指定避難場所、避難所の運営協力
- 6 その他本部の目的を達成するために必要な事項

第3条（自主防災組織） 前各条の目的および活動を遂行・達成するために、自治会の組織を一元的かつ機能的に運営することを基本とし、別表の幸手東武団地自治会自主防災組織図及び自主防災組織の役割を定め、その役割を明確にする。

第4条（業務遂行） 前各条の業務遂行のために必要な具体的活動は、災害時を想定した実践的な活動が出来るよう、自主防災組織の役員で構成された防災対策本部の防災会議において企画立案して別途定める防災班長（以下、防災班長と称す）、災害ボランティアおよび班員の参加協力のもとに実行し、必要な場合は総会または班長会議にはかつて実施する。

②防災班長は、原則として自治会会則第4章第2節の班長が兼ねることができ、年度初めの区長会において別途選出する。

③この会の防災基本計画は、毎年の活動計画の中で明らかにする。

④年度初めに、防災対策組織の役員、防災班長、災害ボランティアの発災時の役割を決め、役員、防災班長、災害ボランティアの役割担当と連絡網を設定する。

- ⑤役員会は業務の遂行にあたり必要と判断した場合、会則第29条の特別委員会を設置または専門的なアドバイスを受けるためのアドバイザーをおくことができる。
- ⑥災害発生時における活動を実践的に行うため、別に自主防災活動要綱を定める。
- ⑦水害防災に於ける体系的かつ実践的な活動を行うため、別に防災管理活動体系図、防災連絡体制表、マイタイムライン(自助)と地域タイムライン(共助)、避難経路図を定める。

付則

第5条(改廃) この細則の改廃は班長会議の議決を経なければならない。

第6条(実施) この細則は平成17年7月1日実施する。

この細則は平成23年12月4日から一部改訂実施する。

この細則は平成24年4月8日から一部改訂実施する。

この細則は令和3年5月23日の総会の承認を得たのちから改訂実施する。

※参考

令和2年6月、会員有志の参加により自主防災組織改訂委員会を設立。委員会成果の「自主防災細則および自主防災活動要綱の改訂」「避難経路図の作成」「タイムラインの作成」「確実な連絡網の設定」を基に「幸手東武団地自治会 わたし達を守る防災ブック」を作成、体系的かつ実践的な活動を行うこととした。



